

保護者の皆様へ

富田林市教育委員会

緊急事態宣言をふまえた本市立学校園の教育活動等について

平素は、本市教育活動にご理解とご協力をいただき、誠にありがとうございます。

さて、大阪府の緊急事態宣言が延長されたことをふまえ、本市立学校園におきましては、次の取組みを実施してまいりますので、ご理解とご協力の程、よろしくお願いいたします。

なお、新型コロナウイルス感染症については、日々状況が変化しているため、今後も必要に応じて変更が生じる場合があることを申し添えます。

記

1. 対象期間 令和3年5月31日（月）まで
2. 授業について
 - ・分散登校や短縮授業は行わず、感染対策を徹底したうえで通常の教育活動を継続します。
 - ただし、感染リスクの高い活動は実施しません。
3. 修学旅行や移動を伴う教育活動
 - ・府内で行う活動であっても、校外での活動は中止または延期とします。
4. 水泳の授業について
 - ・小学校は、1学期の実施を見送ります。また、実施時期や実施の可否については、今後の状況をふまえて検討します。
 - ・中学校は、緊急事態宣言が解除されれば、感染対策を徹底しながら1学期に可能な範囲内で実施する予定です。
5. 中学校部活動について
 - ・原則休止とします。
 - ただし、例外的な措置として、上記の期間に実施される公式大会（中学校体育連盟が行う大会）へ出場する場合は、感染対策を徹底した上で、大会期間の3週間前から、短時間（平日1時間程度、休日2～3時間程度）の活動を行います。この場合も、感染リスクの高い活動は実施しません。
6. PCR検査結果の確認及び把握について
 - ・幼児・児童・生徒及び保護者（同居の家族を含む）がPCR検査を受検した、または受検することになった場合は、速やかに各学校園へご連絡ください。
7. 備考
 - ・感染拡大により登校に不安を感じる場合等は、学校までご相談ください。